

# 山口県報

平成20年  
10月3日  
(金曜日)

## 目 次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 二

保安林の指定 (森林整備課) ..... 五

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正 (砂防課) ..... 五

公告

契約の締結 (情報企画課) ..... 六

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課) ..... 六

山口県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等 (労働政策課) ..... 七

土地改良区役員の届出 (農村整備課) ..... 九

県営石束・不動寺原地区経営体育成基盤整備事業換地計画書の縦覧 (農村整備課) ..... 一〇

### 山口県告示第四百六十七号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年十月三日から同月二十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市生活環境部環境保全課において公衆の縦覧に供す。

平成二十年十月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 中国四国防衛局長  
住 所 広島市中区八丁堀六番三〇号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 岩国飛行場汚水処理施設  
所 在 地 岩国市三角町一丁目
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法
	能 力 ( $m^3/日$ )	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	
七二	一、五〇八	平成二〇、 年 月 日 二〇、 二四	平成二二、 年 月 日 三二、 三二	平成二二、 年 月 日 二二、 一
備考	「七二」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第七十二号のし尿処理施設をいう。			
	連 続	間 隔	時 間	一 日 当 た の 使 用 季 節 的 変 動 の 概 要
	二 四 時 間			変 動 な し

山口県告示第四百六十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基

づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。  
当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年十月三日から同月二十三日ま

No. 1 排水口	排水口	排出水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )							
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)				
六・五	八・六	通 常	通 常	通 常	通 常	通 常	通 常	通 常	通 常	通 常	通 常
五・八	五・八	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大
一五	二〇	一五	二〇	一五	二〇	一五	二〇	一五	二〇	一五	二〇
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
一五	二二・五	一五	二二・五	一五	二二・五	一五	二二・五	一五	二二・五	一五	二二・五
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
四、五五〇	四、五五〇	四、五五〇	四、五五〇	四、五五〇	四、五五〇	四、五五〇	四、五五〇	四、五五〇	四、五五〇	四、五五〇	四、五五〇
一一、五〇八	一一、五〇八	一一、五〇八	一一、五〇八	一一、五〇八	一一、五〇八	一一、五〇八	一一、五〇八	一一、五〇八	一一、五〇八	一一、五〇八	一一、五〇八

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

種 類	項目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		処理前	処理後	
し尿処理施設	水素イオン濃度 (水素指数)	六・五	八・六	通 常
	化学的酸素要求量 (mg/l)	一〇〇	一五	通 常
種 類	浮遊物質量 (mg/l)	二五〇	一五	通 常
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇	通 常
種 類	窒素 (mg/l)	五〇	一五	通 常
	リン (mg/l)	七・五	二	通 常
し尿処理施設	水素イオン濃度 (水素指数)	六・五	八・六	通 常
	化学的酸素要求量 (mg/l)	一〇〇	一五	通 常
種 類	浮遊物質量 (mg/l)	二五〇	一五	通 常
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇	通 常
種 類	窒素 (mg/l)	五〇	一五	通 常
	リン (mg/l)	七・五	二	通 常
し尿処理施設	水素イオン濃度 (水素指数)	六・五	八・六	通 常
	化学的酸素要求量 (mg/l)	一〇〇	一五	通 常
種 類	浮遊物質量 (mg/l)	二五〇	一五	通 常
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇	通 常
種 類	窒素 (mg/l)	五〇	一五	通 常
	リン (mg/l)	七・五	二	通 常

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間	使用時間隔	一日当たり	季節的変動の概要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
し尿処理施設	鉄筋コンクリート	一、五〇八	膜分離活性汚泥	連続	二四時間	二四時間	変動なし	平成二〇、二四	平成二一、三一	平成二一、一

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七二	六・五	八・六	通 常
	五・八	五・八	最 大
七二	一五	二〇	通 常
	二〇	二〇	最 大
七二	一五	二二・五	通 常
	二二・五	二二・五	最 大
七二	五〇〇	五〇〇	通 常
	五〇〇	五〇〇	最 大
七二	一五	一五	通 常
	一五	一五	最 大
七二	二〇	二〇	通 常
	二〇	二〇	最 大
七二	一	一	通 常
	一	一	最 大
七二	四、五五〇	四、五五〇	通 常
	一一、五〇八	一一、五〇八	最 大

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

での間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市生活環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年十月三日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 朝日アルミニウム株式会社  
住 所 兵庫県明石市貴崎五丁目九番一九号
  - 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名称 朝日アルミニウム株式会社山口工場  
所在地 岩国市玖珂町一六〇〇番地の二六
  - 三 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する焼入れ施設
  - 四 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。
- (一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値										汚水等の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )	
	変更前	変更後	水素イオン濃度(水素指数)	化学的酸素要求量(mg/l)	浮遊物質(mg/l)	窒素(mg/l)	リン(mg/l)	油類(mg/l)	亜硝酸(mg/l)	硝酸(mg/l)	亜硫酸(mg/l)	硫酸(mg/l)	常	最大
六三一イ	七	七	八・六	一〇	三〇	四〇	五	二	五	〇・一	〇・五	二二・六	二二・六	
	七	七	八・六	一〇	三〇	四〇	五	二	五	〇・一	〇・五	二二・六	二二・六	

備考 「六三一イ」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する焼入れ施設をいう。

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値										汚水等の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )	
	変更前	変更後	水素イオン濃度(水素指数)	化学的酸素要求量(mg/l)	浮遊物質(mg/l)	窒素(mg/l)	リン(mg/l)	油類(mg/l)	亜硝酸(mg/l)	硝酸(mg/l)	亜硫酸(mg/l)	硫酸(mg/l)	常	最大
処理前	七	七	八・六	一〇	三〇	四〇	五	二	五	〇・一	〇・五	四九・八	四九・八	

No. 2 排 水 口		No. 1 排 水 口		排 水 口	
変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	項 目	
"	"	"	七	通 常 最 大	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)
"	"	"	八・六	通 常 最 大	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)
一 一	一 〇	"	四 〇	通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)
"	一 五	"	五 〇	通 常 最 大	鉍 油 類 (mg/l)
"	二 〇	"	七 〇	通 常 最 大	窒 素 (mg/l)
"	三 〇	"	九 〇	通 常 最 大	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
"	"	"	五	通 常 最 大	
"	"	"	二	通 常 最 大	
"	"	"	五	通 常 最 大	
〇 ・ 四	"	"	〇 ・ 一	通 常 最 大	
"	"	"	〇 ・ 五	通 常 最 大	
"	三 ・ 六	"	一 六	通 常 最 大	
"	四 九 ・ 八	"	一 八	通 常 最 大	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

沈 殿 槽		沈 殿 処 理 施 設				排 砂 処 理 施 設				
処 理 後		処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後		変 更 後
変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一 一	一 〇	一 一	一 〇	一 一	一 〇	一 一	一 〇	一 一	一 〇	一 一
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	二 〇	二 五	三 〇	"	二 五	"	三 〇	"	二 五	"
"	三 〇	三 五	四 〇	"	三 五	"	四 〇	"	三 五	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
〇 ・ 四	〇 ・ 一	〇 ・ 四	〇 ・ 一	〇 ・ 四	〇 ・ 一	〇 ・ 四	〇 ・ 一	〇 ・ 四	〇 ・ 一	〇 ・ 四
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	三 ・ 六	"	七 五 ・ 六	"	八 二 ・ 八	"	"	"
"	"	"	四 九 ・ 八	"	"	"	二 三 二 ・ 八	"	"	"

山口県告示第四百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十年十月三日

山口県知事 二井 関成

一 保安林の所在場所

美祢市秋芳町青景字徳館三三九の三、三四〇の二、三四一の六から三四一の九まで、三四一の二五、三四一の一九、三四一の二〇、三四一の二三、三四一の四四から三四一の四六まで、三四一の六一、秋芳町別府字田代口第一一〇五〇、字おも河内一〇九二の一、字鳥居ヶ原一〇二の一、字権現山二〇七九の九、字河原上二〇八一、二〇八八の七、二〇九二、二〇九二の四九、二〇九二の五九、二〇九三、二〇九三の一、二〇九四の一、二〇九六、字滝ヶ迫二〇八三、二〇八三の一、二〇八三の二、字鳥居ヶ迫二〇九一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

下関市豊北町大字粟野字前ノ平一三三、字高迫一三三の二、字森ヶ浴一三四の一、一三四の二、一三五、字迫ノ甲一四一の一、一三五の一、一三三六、一三三七、二四〇八の一、二四〇八の二、二四二二、字中見山一四五の二、字ナメラガ浴一四七の二、字水ヶ浴一五三、字市之瀬三三二、二四二二の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百七十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成十五年山口県告示第三百七十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十年十月三日

山口県知事 二井 関成

江の浦町二丁目(5)地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた区域

市名	町名	地名	番	標柱番号
下関市	彦島江の浦町二丁目	一〇二の一	一号	一号
"	"	五三四の一	二号	二号
"	"	五三三の一	三号	三号
"	"	五三三の二	四号	四号
"	"	五三三の九	五号	五号
"	"	五三三の一	六号	六号
"	"	五三三の二	七号	七号
"	"	八〇三七	八号	八号
"	"	八〇三一	九号	九号

" " " " " " " " " " " "		
" " " " " " " " " " " "		
五三三二の一	十号	
八の三三	十一号	
八の三一	十二号	
八の二四	十三号	
八の一	十四号	
一〇一四の二地先	十五号	
一〇一五の四	十六号	
一〇一五の五	十七号	
一〇一五の一	十八号	
五三三二の五	十九号	
一〇二二の一	二十号	



(三八六) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十年十月三日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量  
電子県庁基幹システム再構築業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成二十年七月三十日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社日立システムアンドサービス 東京都港区港南二丁目一八番一号
- 六 落札金額  
十億九千二百万円
- 七 入札公告日

平成二十年七月八日  
八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

総合評価

(三八七) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十年十月三日から平成二十一年二月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十月三日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 山口井筒屋山口店  
所在地 山口市中市町一三の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
ちまきやホールディング 山口市中市町三番二号 井上 秀則  
又株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業	株式会社ちまきや 瀬口 順子	株式会社ちまきや 横山 卓幸

を行う者の氏名又は名称

菅原 公夫
櫛部 良夫
田中 昭夫

四 届出年月日  
平成二十年九月十七日  
五 変更年月日  
平成二十年八月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 山口井筒屋山口店  
所在地 山口市中市町一三の一  
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
ちまきやホールディング 山口市中市町三番三号  
ス株式会社 井上 秀則

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の名称	株式会社ちまきや	ちまきやホールディングス株式会社
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	西村 清司	井上 秀則

四 届出年月日  
平成二十年九月十七日  
五 変更年月日  
平成二十年九月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 山口井筒屋山口店  
所在地 山口市中市町一三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
ちまきやホールディング 山口市中市町三番三号 井上 秀則  
ス株式会社  
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	ちまきや
大規模小売店舗に於いて小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社山口井筒屋	株式会社山口井筒屋
大規模小売店舗に於いて小売業を行う者の住所	山口市中市町三番三号	山口市中市町三番三号
大規模小売店舗に於いて小売業を行う者の代表者の氏名	河内 一彦	河内 一彦

四 届出年月日  
平成二十年九月十七日  
五 変更年月日  
平成二十年十月一日

(三八八) 山口県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等  
山口県労働委員会の第四十二期使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦について必要な推薦資格及び手続等を次のとおり定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により、当該候補者の推薦を求めます。  
平成二十年十月三日

山口県知事 二井 関 成

一 推薦者の資格

- (一) 使用者委員の候補者を推薦する資格のある使用者団体は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主たる目的であるか、又は業務の主要な部分となっている使用者団体でなければならない。
- (二) 労働者委員の候補者を推薦する資格のある労働組合は、山口県の区域内のみに組

織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条に規定する労働組合であつて、山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明されたものでなければならない。

## 二 被推薦者の資格

委員の候補者に推薦される者の資格については、特に制限はないが、次のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(一) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(二) 他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

## 三 推薦手続

(一) 推薦書及び添付書類

委員の候補者を推薦しようとする使用者団体又は労働組合は、推薦書（別記様式）にその候補者の履歴書を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、労働組合にあつては、山口県労働委員会の資格証明書を添えなければならない。

(二) 書類の提出先

山口県商工労働部労働政策課

## 四 推薦期間

平成二十年十月十四日（火曜日）から同年十二月十六日（火曜日）まで

## 五 労働委員会への資格審査申請

(一) 資格審査の申請をしようとする労働組合は、次に掲げる書類（連合体にあつてはこれを組織する組合の関係書類、単一組織の組合にあつては支部の関係書類を含む。）を山口県労働委員会に提出しなければならない。

1 労働組合資格審査申請書

2 組合規約及びこれに準ずる諸規程

3 労働協約、覚書その他附属協定

4 組合役員名簿

5 職制機構図

6 組合の予算書又は決算書

7 大会議案書

8 その他必要と認められる立証資料

(二) 過去において山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明された労働組合であつても、この推薦を行うためには、新たに資格審査を受けなければならない。

(三) 資格審査には日時を要するので、できるだけ早く申請すること。

## 六 その他

不明の点があるときは、一から四までについては山口県商工労働部労働政策課（電話〇八三一九三三三三三〇）に、五については山口県労働委員会事務局（電話〇八三一九三三三三三三三〇）に照会すること。



別記様式

推薦書

年月日

山口県知事 様

推薦者 主たる事務所  
の所在地

名 称  
代表者氏名

⑩

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定に基づき、山口県労働委員会の労働者委員の候補者として下記の者を推薦します。  
記

氏名	年月日	年月日
生 年 月 日	年 月 日	
所属団体の主たる事務所の所在地及び名称		
所属団体における地位		
所属団体の構成員数		
加盟上部団体の名称		

添付書類

- 候補者の学歴、職歴及び兵役関係、組合運動関係並びに政党関係を詳細に記入した履歴書
  - 労働組合が推薦しようとする場合にあつては、山口県労働委員会の資格証明書
- 注 「所属団体の主たる事務所の所在地及び名称」欄は、候補者の属するすべての所属団体について記入すること。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(三八九) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十年十月三日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住 所
下関市豊浦町土地改良区	理事	田上 正義	下関市豊浦町大字室津上四九

古川 宏展	豊浦町大字室津下九四四
崎山 治憲	豊浦町大字涌田後地六一六
門杉 孝敏	豊浦町大字吉永一八七
増田 忠男	豊浦町大字黒井五〇四
上部 捷宣	豊浦町大字厚母郷五七二
林 正男	豊浦町大字川棚二二六二の一
溝野 晋作	五四六九
金子 完治	二四七〇
戸島 通裕	四三九七
磯部 次郎	豊浦町大字小串九五六の二
石田 政晴	豊浦町大字宇賀六二二三
古谷 正孝	五三三一の四
高田 治彦	豊浦町大字川棚五二六四の三
倉光 志明	三五一五
井村 義昭	豊浦町大字宇賀四〇六八の三
佐々岡孝玄	豊浦町大字黒井一一七

二 退任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住 所
下関市豊浦町土地改良区	理事	林 正男	下関市豊浦町大字川棚二二六二の一
	理事	高橋 久幸	豊浦町大字厚母郷二二二七

